

第 5 概 観

1 税務行政基本方針

社会・経済環境の変化により、地方税制や税務行政についても、その変化に的確に対応することが求められてきている。したがって、地方税法、県税条例その他関係法令等の適正な執行を確保し、税務行政秩序の確立と税負担の公平を期することはもとより、納税者の理解と信頼確保のため、個人のプライバシーに配慮の上、税務行政の透明性を確保し、職員の使命である県税収入の円滑な確保を図る。

このため、次のことを柱として、税務行政を推進する。

第1 信頼される税務行政の確立

- 1 職員は、職務の重要性を自覚し、税務事務の厳正な執行と綱紀の保持に努める。
- 2 税の制度及び使途等に関する県民の理解を深めるため、積極的かつ効果的な広報活動を展開する。
- 3 県民の知る権利を尊重するとともに説明責任を全うする。
- 4 納税者との対応に当たっては、常に親切かつ誠意をもって接するとともに、迅速かつ的確な事務処理に努める。

第2 適正・公平な課税事務の推進

- 1 課税客体を的確には握し、適正な課税事務の執行に努める。
申告納税制度による税については、適切な申告指導の実施により、適正な自主申告納税の促進に努める。
- 2 調査・検査については、常に方法の改善に努めるとともに、収集した資料を効果的に活用して、適正・公平な課税に努める。

第3 適切な管理・収納事務の推進

- 1 課税・収納部門一体となって、納税者の自主納税意識の高揚に努めるとともに、各種関係団体との密接な連携のもとに、期限内納税の促進に努める。
- 2 管理・収納事務の推進に当たっては、租税債権の管理を適切に行うとともに、滞納者については、滞納整理を計画的・効率的に実施し、早期徴収に努める。

第4 効率的な事務管理の推進

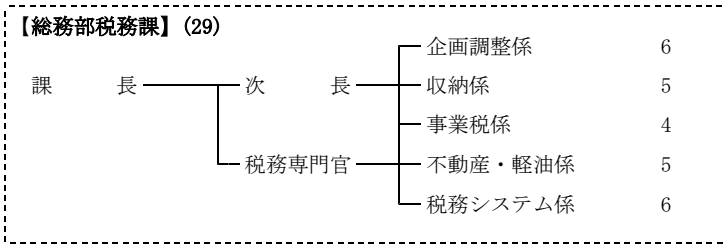
- 1 実態に即した効率的な事務執行計画を策定の上、それに基づく適切な進行管理を実施し、計画目標の達成に努める。
- 2 事務処理に当たっては、関係各係間の連絡調整を図るとともに、国・市町村・関係団体等との連携を密にして、円滑かつ効率的な執行に努める。
- 3 激増する事務量に対処し、適正な賦課徴収事務を行うため、常に日常事務における問題点についての研究を進め、事務の改善・合理化を図る。
- 4 情報化社会の進展に合わせて、電算処理システムのより一層の高度かつ効率的な利用を図るとともに、OA機器の多角的活用を努める。

第5 職員の資質の向上と能力の発揮

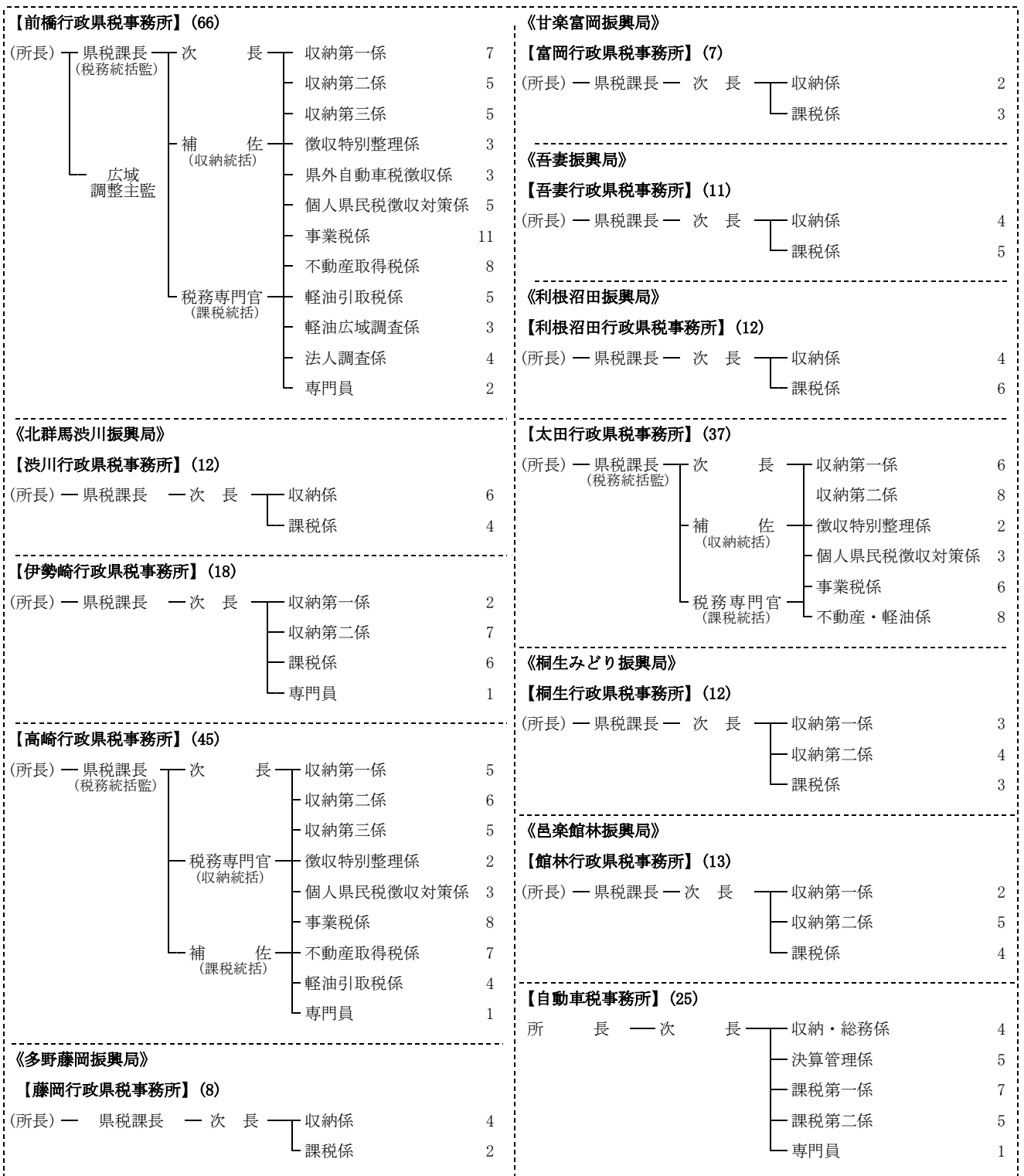
- 1 職員は専門的・技術的知識が要求されるため、税務研修の充実を図るとともに自己啓発を推進して、職員一人ひとりが資質の向上に努める。
- 2 組織の活性化を図るため、職場研修を推進するとともに自由闊達な雰囲気の中で議論や意見交換ができる職場づくりに努め、職員がその能力を十分に発揮できるように努める。

2 税務機構図（令和2年4月1日現在）（括弧内数字は、所属別の税務職員総数）

（県 庁）



（地域機関）（265）



（注1）職員数は、行政県税事務所長を除いた徴税吏員証票の交付者とする。 **合計 295 人**（職員現員数）
 （注2）市町村からの実務研修職員は含まない。
 （注3）係長を兼ねる次長については、係の職員数に含まない。

3 税務事務分掌一覧（令和2年4月1日現在）

(1) 税 務 課

企画調整係

- ① 県税に係る条例、規則、規程の制定及び改廃に関すること
- ② 税務事務と諸法令との調整並びに指導に関すること
- ③ 地方交付税（県税）に関すること
- ④ 総務省報告に関すること
- ⑤ 歳入見込額の調査検討に関すること
- ⑥ 予算編成、監査及び議会関係に関すること
- ⑦ 税制調査、法令規則等の整備保存に関すること
- ⑧ 県税訴訟に関すること
- ⑨ 税務広報及び租税教育に関すること
- ⑩ 税務職員研修に関すること
- ⑪ 税務事務改善の推進に関すること
- ⑫ 県税事務検査に関すること
- ⑬ 税務統計等の調査に関すること
- ⑭ 地方税対策会議に関すること
- ⑮ 納税貯蓄組合に関すること

収納係

- ① 県税徴収に関すること
- ② 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律に関すること
- ③ 不納欠損処分及び換価の猶予等に関すること
- ④ 地方税徴収対策推進会議に関すること

事業税係

- ① 個人の県民税及び個人の事業税に関すること
- ② 法人の県民税及び法人の事業税に関すること
- ③ 県民税利子割、県民税配当割及び県民税株式等譲渡所得割に関すること
- ④ 県たばこ税に関すること
- ⑤ ゴルフ場利用税に関すること
- ⑥ 鉱区税に関すること
- ⑦ 狩猟税に関すること
- ⑧ 不服申立て、減免、納期限の延長及び犯則取締りに関すること

不動産・軽油係

- ① 地方消費税に関すること
- ② 不動産取得税及び県固定資産税に関すること
- ③ 自動車税（環境性能割及び種別割）に関すること
- ④ 軽油引取税に関すること
- ⑤ 不服申立て、減免、納期限の延長及び犯則取締りに関すること

税務システム係

- ① 県税に係る電算システムの開発に関すること
- ② 県税に係る電算システムの運用管理に関すること

(2) 行政県税事務所

収納係及び収納第一係

- ① 収納第一係及び収納第二係（収納第三係の置かれている行政県税事務所にあつては、収納第三係を含む。）間の連絡調整に関すること（収納第一係に限る。）

- ② 徴収金（地方消費税及び自動車税（環境性能割）に係るものを除く。以下③から⑥まで、⑨から⑪まで、⑬から⑯まで及び⑰並びに収納第二係及び収納第三係の分掌事務において同じ。）の収納に関する事
- ③ 徴収金の徴収及び滞納処分に関する事（徴収特別整理係、県外自動車税徴収係及び個人県民税徴収対策係の主管に属する事項を除き、収納係及び収納第一係に係るものに限る。）
- ④ 徴収金の滞納処分の停止に係る関係書類の整理に関する事
- ⑤ 徴収金の不納欠損処分の管理に関する事
- ⑥ 徴収金の徴収の引継ぎ及び引受け並びに徴収金の徴収の嘱託及び受託の管理に関する事
- ⑦ 徴収金（地方消費税、及び自動車税（環境性能割及び種別割）に係るものを除く。⑧において同じ。）に係る督促状の発付に関する事（渋川行政県税事務所、伊勢崎行政県税事務所、藤岡行政県税事務所、富岡行政県税事務所、桐生行政県税事務所及び館林行政県税事務所においては、法人の県民税、法人の事業税、ゴルフ場利用税、軽油引取税及び狩猟税に係るものを除く。）
- ⑧ 徴収金の滞納整理票の作成に関する事（渋川行政県税事務所、伊勢崎行政県税事務所、藤岡行政県税事務所、富岡行政県税事務所、桐生行政県税事務所及び館林行政県税事務所においては、法人の県民税、法人の事業税、ゴルフ場利用税、軽油引取税及び狩猟税に係るものを除く。）
- ⑨ 徴収金の滞納整理票の受払い及び保存並びに完結した徴収金の滞納整理票の保存に関する事
- ⑩ 徴収金につき滞納処分により差し押さえた財産の引揚げ及び保管に関する事
- ⑪ 徴収金の還付及び充当に関する事（渋川行政県税事務所、伊勢崎行政県税事務所、藤岡行政県税事務所、富岡行政県税事務所、桐生行政県税事務所及び館林行政県税事務所においては、法人の県民税、法人の事業税、ゴルフ場利用税、軽油引取税及び狩猟税に係るものを除く。）
- ⑫ 県税領収証書用紙及び納付（納入）受託証書用紙の管理及び受払いに関する事
- ⑬ 徴収金の徴収報告書の調製に関する事
- ⑭ 徴収金の決算に関する事
- ⑮ 徴収金に係る公売処分及び公売代金の処理に関する事
- ⑯ 徴収金（自動車税（環境性能割）に係るものを含む。）に係る納税証明及び納税証明手数料の徴収に関する事
- ⑰ 納税貯蓄組合に関する事
- ⑱ 徴収金についての不服申立て及び訴訟（収納係及び収納第一係に係るものに限る。）に関する事
- ⑲ 県税徴収取扱費及び個人県民税に係る徴収取扱費に関する事
- ⑳ 各種処分状況報告書に関する事

※ 渋川行政県税事務所、藤岡行政県税事務所、富岡行政県税事務所、吾妻行政県税事務所及び利根沼田行政県税事務所の収納係は、収納第二係及び収納第三係の分掌事務に掲げる事務を併せて行うものとする。

収納第二係及び収納第三係

- ① 徴収金の徴収及び滞納処分に関する事（徴収特別整理係、県外自動車税徴収係及び個人県民税徴収対策係の主管に属する事項を除き、収納第二係にあつては収納第二係に係るもの、収納第三係にあつては収納第三係に係るものに限る。）
- ② 徴収金の徴収猶予（地方税法第15条に規定するものに限る。）及び換価の猶予に係る調査、決定及び管理に関する事
- ③ 徴収金の滞納処分の停止に係る調査及び決定に関する事
- ④ 徴収金の不納欠損処分に係る調査及び決定に関する事
- ⑤ 徴収金の徴収の引継ぎ及び引受け並びに徴収金の徴収の嘱託及び受託の調査及び決定に関する事
- ⑥ 徴収金の滞納整理票の受払い及び保存に関する事
- ⑦ 徴収金についての不服申立て及び訴訟（収納第二係にあつては収納第二係に係るもの、収納第三係にあつては収納第三係に係るものに限る。）に関する事

徴収特別整理係

- ① 高額滞納事案及び広域滞納事案の滞納整理事務に関する事

県外自動車税徴収係

- ① 県外滞納者に対する自動車税（種別割）の滞納整理事務に関する事

個人県民税徴収対策係

- ① 地方税法第48条の徴収の引継ぎに関する事
- ② 職員の市町村派遣による市町村の滞納整理事務の支援に関する事

課税係及び事業税係

- ① 個人の事業税（前橋行政県税事務所においては法人の県民税、法人の事業税、利子等に係る県民税、特定配当等に係る県民税、特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、ゴルフ場利用税及び狩猟税を含み、高崎行政県税事務所においては法人の県民税、法人の事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、鉦区税及び狩猟税を含み、吾妻行政県税事務所、利根沼田行政県税事務所及び太田行政県税事務所においては法人の県民税、法人の事業税、ゴルフ場利用税及び狩猟税を含む。）に係る徴収金（延滞金、滞納処分費及び督促手数料を除く。⑤及び⑧において「事業税等に係る徴収金」という。）の賦課に関する事（法人調査係の主管に属する事項を除く。）
- ② ゴルフ場利用税の特別徴収義務者の登録に関する事
- ③ 個人の事業税及び法人の県民税の減免に関する事
- ④ 法人の県民税及び法人の事業税に係る徴収猶予（地方税法第15条に規定するものを除く。）に関する事
- ⑤ 事業税等に係る徴収金の納期限の延長及び繰上徴収に関する事
- ⑥ 個人の事業税（前橋行政県税事務所においては法人の県民税、法人の事業税、利子等に係る県民税、特定配当等に係る県民税、特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、ゴルフ場利用税及び狩猟税を含み、高崎行政県税事務所においては法人の県民税、法人の事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、鉦区税及び狩猟税を含み、吾妻行政県税事務所、利根沼田行政県税事務所及び太田行政県税事務所においては法人の県民税、法人の事業税、ゴルフ場利用税及び狩猟税を含む。）に係る過料を科すること又は当該過料の徴収に関する事
- ⑦ 個人の事業税（前橋行政県税事務所、吾妻行政県税事務所、利根沼田行政県税事務所及び太田行政県税事務所においては法人の県民税、法人の事業税及びゴルフ場利用税を含み、高崎行政県税事務所においては法人の県民税、法人の事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税及び鉦区税を含む。）に係る過料を科すること又は当該過料の徴収に関する事
- ⑧ 事業税等に係る徴収金についての不服申立て及び訴訟に関する事
- ⑨ 個人の県民税に関する事（収納係、収納第一係、収納第二係及び収納第三係並びに個人県民税徴収対策係の主管に属する事項を除く。）
- ⑩ 税理士法の施行に関する事
- ⑪ 地方消費税の賦課徴収に付随する事務に関する事

※ 渋川行政県税事務所、伊勢崎行政県税事務所、藤岡行政県税事務所、富岡行政県税事務所、桐生行政県税事務所及び館林行政県税事務所の課税係は、次に掲げる事務を併せて行うものとする。

- ① 課税係及び事業税係の分掌事務（②及び④を除き、①、③及び⑤から⑧までにあつては、個人の事業税に係るものに限る。）に掲げる事務
- ② 不動産取得税係の事務のうち、不動産取得税の家屋評価事務に係るもの及び広域家屋評価事務に関するものを除く事務
- ③ 軽油引取税係の⑧に掲げる事務

※ 吾妻行政県税事務所及び利根沼田行政県税事務所の課税係は、不動産・軽油係の②以外の事務を併せて行うものとする。

不動産取得税係

- ① 不動産取得税及び県固定資産税に係る徴収金（延滞金、滞納処分費及び督促手数料を除く。⑤及び⑧において「不動産取得税等に係る徴収金」という。）の賦課に関する事
- ② 広域家屋評価事務に関する事
- ③ 不動産取得税の減免に関する事
- ④ 不動産取得税の徴収猶予（地方税法第15条に規定するものを除く。）に関する事
- ⑤ 不動産取得税等に係る徴収金の納期限の延長及び繰上徴収に関する事
- ⑥ 不動産取得税及び県固定資産税に係る犯則取締りに関する事
- ⑦ 不動産取得税及び県固定資産税に係る過料を科すること又は当該過料の徴収に関する事
- ⑧ 不動産取得税等に係る徴収金についての不服申立て及び訴訟に関する事

軽油引取税係

- ① 軽油引取税に係る徴収金（延滞金、滞納処分費及び督促手数料を除く。）の賦課に関する事（軽油広域調査係の主管に属するものを除く。）
- ② 軽油引取税に係る広域調査事務（軽油広域調査係の主管に属するものを除く。）に関する事（前橋行政県税事務所に限る。）
- ③ 軽油引取税の特別徴収義務者の登録に関する事
- ④ 軽油引取税の納入義務の免除に関する事
- ⑤ 軽油引取税の徴収猶予（地方税法第15条に規定するものを除く。）に関する事

- ⑥ 軽油引取税に係る犯則事件の調査及び処分に関する事
- ⑦ 軽油引取税に係る徴収金についての不服申立て及び訴訟に関する事
- ⑧ 自動車税（種別割）の賦課に付随する事務に関する事

不動産・軽油係

- ① 不動産取得税、県固定資産税及び軽油引取税に係る徴収金（延滞金、滞納処分費及び督促手数料を除く。⑦及び⑩において「不動産取得税等に係る徴収金」という。）の賦課に関する事（軽油広域調査係の主管に属するものを除く。）
- ② 広域家屋評価事務に関する事
- ③ 不動産取得税の減免に関する事
- ④ 軽油引取税の特別徴収義務者の登録に関する事
- ⑤ 軽油引取税の納入義務の免除に関する事
- ⑥ 不動産取得税及び軽油引取税の徴収猶予（地方税法第15条に規定するものを除く。）に関する事
- ⑦ 不動産取得税等に係る徴収金の納期限の延長及び繰上徴収に関する事
- ⑧ 不動産取得税、県固定資産税及び軽油引取税に係る犯則事件の調査及び処分に関する事
- ⑨ 不動産取得税及び県固定資産税に係る過料を科すること又は当該過料の徴収に関する事
- ⑩ 不動産取得税等に係る徴収金についての不服申立て及び訴訟に関する事
- ⑪ 自動車税（種別割）の賦課に付随する事務に関する事

軽油広域調査係

- ① 軽油引取税に係る重要事案の調査及び広域調査事務に関する事

法人調査係

- ① 法人の事業税における外形標準課税の調査事務に関する事
- ② 法人の事業税における医療法人又は電気供給業若しくはガス供給業を行う法人のうち、大規模な法人の調査事務に関する事

(3) 自動車税事務所

収納・総務係

- ① 庶務に関する事
- ② 自動車税（環境性能割及び種別割）に係る徴収金の収納に関する事
- ③ 県税領収証書用紙の管理及び受払いに関する事
- ④ 自動車税（環境性能割）に係る徴収金に係る公売代金の処理に関する事
- ⑤ 自動車税（環境性能割及び種別割）に係る納税証明及び納税証明手数料の徴収に関する事

決算管理係

- ① 自動車税（環境性能割及び種別割）に係る徴収金の還付及び充当に関する事
- ② 地方消費税及び自動車税（環境性能割及び種別割）に係る徴収金の徴収報告書の調製に関する事
- ③ 地方消費税及び自動車税（環境性能割及び種別割）に係る徴収金の決算に関する事
- ④ 徴収金の出納及び保管に関する事
- ⑤ 徴収金の過誤納金の還付に係る支払に関する事
- ⑥ 徴収金の領収済通知書の管理に関する事
- ⑦ 自動車税（種別割）に係る徴収金の不納欠損処分に関する事（群馬県県税条例施行規則第3条の2第3号に規定する事項を除く。）
- ⑧ 自動車税（種別割）に係る徴収金に係る督促状の発付に関する事
- ⑨ 自動車税（種別割）に係る徴収金の滞納整理票の作成に関する事
- ⑩ 自動車税（種別割）に係る徴収金の徴収の引継ぎに関する事
- ⑪ 県税（地方消費税及び自動車税（環境性能割及び種別割）を含む。）の賦課徴収に係る資料の作成に関する事

課税第一係

- ① 地方消費税及び自動車税（環境性能割及び種別割）の広報及び啓発に関する事
- ② 自動車税（種別割）（普通徴収に係るものに限る。以下課税第一係の分掌事務において同じ。）に係る徴収金の賦課に関する事
- ③ 地方消費税に係る徴収金の賦課徴収に関する事
- ④ 自動車税（種別割）の減免に関する事
- ⑤ 自動車税（種別割）に係る徴収金の納期限の延長に関する事

- ⑥ 自動車税（種別割）に係る徴収金の徴収に関すること（群馬県県税条例施行規則第3条の2第1号及び第2号に規定する事項を除く。）
- ⑦ 自動車税（種別割）に係る犯則事件の調査及び処分に関すること
- ⑧ 自動車税（種別割）に係る過料を科すること又は当該過料を徴収すること
- ⑨ 自動車税（種別割）に係る徴収金に係る不服申立て及び訴訟に関すること

課税第二係

- ① 自動車税（種別割）（証紙徴収に係るものに限る。以下課税第二係の分掌事務において同じ。）及び自動車税（環境性能割）に係る徴収金の賦課に関すること
- ② 自動車税（環境性能割）の納付義務の免除に関すること
- ③ 自動車税（環境性能割及び種別割）の減免に関すること
- ④ 自動車税（環境性能割及び種別割）に係る徴収金の納期限の延長に関すること
- ⑤ 自動車税（種別割）に係る徴収金の徴収に関すること（群馬県県税条例施行規則第3条の2第1号及び第2号に規定する事項を除く。）
- ⑥ 自動車税（環境性能割）に係る徴収金の徴収及び滞納処分に関すること
- ⑦ 群馬県県税条例第150条の2第1項に規定する証紙代金収納計器に関すること
- ⑧ 自動車税（環境性能割）に係る徴収金の徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止に関すること
- ⑨ 自動車税（環境性能割）に係る徴収金の不納欠損処分に関すること
- ⑩ 自動車税（環境性能割）に係る徴収金の徴収の囑託に関すること
- ⑪ 自動車税（環境性能割）に係る徴収金に係る督促状の発付に関すること
- ⑫ 自動車税（環境性能割）に係る徴収金の滞納整理票の作成及び管理に関すること
- ⑬ 自動車税（環境性能割）に係る徴収金につき滞納処分により差し押さえた財産の引揚げ及び保管に関すること
- ⑭ 自動車税（環境性能割及び種別割）に係る犯則事件の調査及び処分に関すること
- ⑮ 自動車税（環境性能割及び種別割）に係る過料を科すること又は当該過料を徴収すること
- ⑯ 自動車税（環境性能割及び種別割）に係る徴収金に係る不服申立て及び訴訟に関すること

5 税務職員数の推移（平成27年度～令和2年度）

(単位：人)

年 度 所 属		27 年 度	28 年 度	29 年 度	30 年 度	元 年 度	2 年 度
		前 橋	64	63	65	65	65
洪 川	10	10	11	11	12	12	
伊 勢 崎	18	19	17	18	17	18	
高 崎	46	45	45	46	45	45	
藤 岡	9	9	9	9	9	8	
富 岡	7	7	7	7	7	7	
吾 妻	11	11	11	11	11	11	
利 根 沼 田	11	11	12	12	12	12	
太 田	36	37	36	36	37	37	
桐 生	12	12	12	12	13	12	
館 林	13	13	14	13	13	13	
自 動 車 税	26	26	25	23	24	25	
税 務 課	31	31	29	30	30	29	
合 計	294	294	293	293	295	295	

(注) 職員数は、年度当初の数値である。

なお、数値は行政県税事務所長を除く徴税吏員証票交付者の人数とした。

また、市町村からの実務研修職員は含まない。

6 税務職員年代別現員調べ（令和2年4月1日現在）

(単位：人)

年 代 所 属		1 0	2 0	3 0	4 0	5 0～	計
		前 橋	—	24	13	13	16
洪 川	—	3	1	4	4	12	
伊 勢 崎	—	5	5	3	5	18	
高 崎	—	13	3	14	15	45	
藤 岡	—	—	2	1	5	8	
富 岡	—	—	1	3	3	7	
吾 妻	—	5	1	2	3	11	
利 根 沼 田	—	4	—	4	4	12	
太 田	1	7	4	15	10	37	
桐 生	—	3	1	3	5	12	
館 林	—	5	2	3	3	13	
自 動 車 税	—	4	4	7	10	25	
税 務 課	—	5	8	10	6	29	
計	1	78	45	82	89	295	
構 成 比 (%)	0.34	26.44	15.25	27.80	30.17	100.00	
令和元年度 現 員	1	77	45	82	90	295	
構 成 比 (%)	0.34	26.10	15.25	27.80	30.51	100.00	

7 徴税費累年比較（平成27年度～令和元年度）

(単位：千円)

区 分		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	
税 収 入	予 算 額	243,500,000	250,000,000	242,159,000	248,300,000	245,000,000	
	調 定 額	250,429,762	256,256,683	247,910,292	252,470,810	249,256,933	
	収 入 額	245,131,652	251,546,191	243,645,742	248,573,382	245,751,598	
徴	人 件 費	職 員 給	1,097,268	1,089,491	1,079,248	1,088,053	1,087,206
		超 過 勤 務 手 当	78,629	85,058	73,203	73,924	71,352
		諸 手 当					
		税 務 特 別 手 当	48,224	48,441	49,009	48,687	48,362
		そ の 他 の 手 当	554,174	576,414	574,624	587,420	586,534
	小 計	681,027	709,913	696,836	710,031	706,248	
	そ の 他 の 人 件 費	448,000	451,356	448,264	446,705	442,188	
	計	2,226,295	2,250,760	2,224,348	2,244,789	2,235,642	
	旅 費	3,424	3,612	4,430	3,698	2,985	
	需 用 費	需 用 費	42,887	43,638	42,872	43,127	43,586
通 信 運 搬 費		115,701	113,115	118,235	120,906	120,092	
備 品 費		4,210	6,520	4,115	20,245	3,969	
そ の 他		995,911	910,648	910,347	934,190	988,524	
計	1,158,709	1,073,921	1,075,569	1,118,468	1,156,171		
税 費	納 税 義 務 者 数 分	2,965,600	3,000,746	3,018,226	3,074,787	3,084,411	
		県 収 振 込 金 額 分	6,418	6,849	5,070	4,136	3,592
		税 取 所 の 他	129,485	124,314	113,583	128,522	138,267
		の 扱 小 計	3,101,503	3,131,909	3,136,879	3,207,445	3,226,270
	徴 収 取 扱 費 等	地 方 消 費 税	127,343	122,812	142,246	147,054	143,688
		小 計	3,228,846	3,254,721	3,279,125	3,354,499	3,369,958
	納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金	—	—	—	—	—	
	特 別 徴 収 義 務 者 に 対 す る 交 付 金 等	特 別 地 方 消 費 税	—	—	—	—	—
		ゴ ル フ 場 利 用 税	25,880	25,477	24,172	22,532	22,825
		軽 油 引 取 税	428,588	416,175	422,227	436,643	441,751
		小 計	454,468	441,652	446,399	459,175	464,576
	そ の 他	50,002	49,444	49,850	49,293	48,219	
	計	3,733,316	3,745,817	3,775,374	3,862,967	3,882,753	
合 計	7,121,744	7,074,110	7,079,721	7,229,922	7,277,551		
税 収 入 に 対 す る 徴 税 費 の 割 合	対 予 算 額 (%)	2.92	2.83	2.92	2.91	2.97	
	対 調 定 額 (%)	2.84	2.76	2.86	2.86	2.92	
	対 収 入 額 (%)	2.91	2.81	2.91	2.91	2.96	
徴 税 吏 員 等 数	吏 員 (人)	299	298	299	296	295	
	嘱 託 ・ 雇 人 ・ 傭 人 (人)	29	28	27	28	28	
	計 (人)	328	326	326	324	323	
徴 税 吏 員 1 人 当 た り 徴 税 額	747,353	771,614	747,380	767,202	760,841		
徴 税 吏 員 1 人 当 た り 徴 税 費	人 件 費 (含 旅 費)	6,798	6,915	6,837	6,940	6,931	
	物 件 費 (含 徴 収 取 扱 費 等)	14,915	14,784	14,880	15,375	15,600	
	計 (徴 税 費 / 徴 税 吏 員 数)	21,713	21,700	21,717	22,315	22,531	
事 務 所 数	税 務 事 務 の み を 所 管 す る 事 務 所 数	12	12	12	12	12	
	税 務 事 務 を 併 せ て 所 管 す る 事 務 所 数	—	—	—	—	—	
	計	12	12	12	12	12	

(注) 徴税吏員等数は、年度末の数値である。

8 徴税機動力等調べ

(令和2年4月1日現在)

区 分	前	渋	伊	高	藤	富	吾	利	太	桐	館	自	税	産	合
	橋	川	勢	崎	岡	岡	妻	根	田	田	生	林	動	務	
								沼				車	課 <td>技 <td>計</td> </td>	技 <td>計</td>	計
								田				税	課	術 <td></td>	
								田				課	課	セ <td></td>	
								田				課	課	ン <td></td>	
								田				課	課	タ <td></td>	
								田				課	課	ー <td></td>	
								田				課	課		
証紙代金収納計器	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12	—	—	12
ガスクロマトグラフ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	2
軽油記録分留装置	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	3
分光蛍光光度計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1
蛍光比色計	3	—	—	4	—	—	1	1	3	—	—	—	—	—	12
引火点試験器	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1
残留炭素分試験器	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1

9 税務功労者表彰実施状況（平成26年度～令和元年度）

表彰区分	年 度					
	26年度 (25年度)	27年度 (26年度)	28年度 (27年度)	29年度 (28年度)	30年度 (29年度)	元年度 (30年度)
優良特別徴収義務者		6	3	6	5	6
県税納税協力者		37	38	35	36	34
市町村優良税務職員		32	28	17	16	19
計		75	69	58	57	59
表 彰 日	平成26年 7月29日	平成27年 7月30日	平成28年 7月25日	平成29年 7月31日	平成30年 8月1日	令和元年 8月23日

(注1) 年度は表彰式の実施年度であり、()内は表彰対象年度である。

10 令和元年度税務職員研修実施状況

課程	研 修 名	対 象 職 員	期 日	人数	研 修 内 容	講 師 等
一 般 課 程	基 礎 研 修	新任職員 (税務経験1年未満の職員)	4/12・22・24	50	地方税一般に関する基礎的な知識を修得する。	税務課課員
	個 人 の 県 民 税	新任担当者及び所属長が推薦する者	4/23	10	担当分野における専門的な知識を修得し、事務処理能力を高める。	税務課各業務担当者等
	個 人 の 事 業 税	同 上	5/13・15	10	同 上	同 上
	法 人 の 県 民 税 法 人 の 事 業 税	同 上	5/17・21・24	10	同 上	同 上
	不 動 産 取 得 税	同 上	5/14・22	10	同 上	同 上
	ゴ ル フ 場 利 用 税	同 上	5/23	10	同 上	同 上
	自 動 車 税	同 上	4/18	10	同 上	同 上
	軽 油 引 取 税	同 上	5/16・20	10	同 上	同 上
	徴 収 事 務	同 上	7/3・4・5	40	同 上	同 上
管 理 事 務	同 上	7/1・2	20	同 上	同 上	
専 門 課 程	個 人 の 事 業 税	税務課長が指定する者及び所属長が推薦する者	9/4	10	事例研究を行い、問題解決能力を高める。	同 上
	法 人 の 県 民 税 法 人 の 事 業 税	同 上	7/18・9/24・25	10	同 上	同 上
	不 動 産 取 得 税 (課 税)	同 上	8/28・29	10	同 上	同 上
	不 動 産 取 得 税 (評 価)	同 上	8/23・10/2	10	同 上	同 上
	軽 油 引 取 税	同 上	9/11・12	10	同 上	同 上
	徴 収 事 務	同 上	10/3・4	40	同 上	同 上
	簿 記 会 計 3 級	所属長が推薦する者	7/8・8/9 9/9・10/16	20	税務事務の執行に必要な簿記の知識を修得する。	外部講師
	簿 記 会 計 2 級	同 上	5月～10月 (スクリング) 7/19・10/11	10	同 上	通信研修 (日本通信教育学園)
税 務 経 理 研 修	受講希望者	6月～3月	2	国税、企業会計を含めた専門的な知識を計画的に修得するとともに、自己啓発を促進する。	通信研修 (産業能率大学)	
特 別 課 程	新 任 係 長 研 修	主に新任の係長等で、所属長が推薦する者	4/22	10	係長としての役割を認識し、係マネジメント能力を身に付ける。	税務課次長等
	新 規 採 用 (2 年 目) 研 修	税務課長が指定する者及び所属長が推薦する者	8/2	10	新規採用2年目の者について職員相互及び管理職等との情報共有のための意見交換を行う。	税務課課員等
	税 制 改 正 研 修	受講希望者 (ただし、主として副主幹以上の役付職員を対象とする)	2/10	90	税制改正の内容に係る知識を修得する。	税務課課員

	広 報 事 項	広 報 内 容	広 報 媒 体	実 施 月													
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
利用税	ゴルフ場利用税には非課税及び軽減措置があります	ゴルフ場利用税の制度の周知	ワイグル・ジャスト6		○												
			ぐんま情報トッピング														
			ぐんまちゃんの掲示板														
			FMインフォマーシャルCM														
軽油引取税	不正軽油は犯罪です/10月は群馬県不正軽油撲滅強化月間です	不正軽油撲滅のための啓発	ワイグル・ジャスト6														
			ぐんま情報トッピング							○						○	
			ぐんまちゃんの掲示板					○		○						○	
			FMインフォマーシャルCM						○								
そ	農業に使用する免税軽油の申請について	農業に使用する免税軽油の申請について周知	ワイグル・ジャスト6												○		
			ぐんま情報トッピング												○		
			ぐんまちゃんの掲示板												○		
			FMインフォマーシャルCM												○		
他	県税は期限内に納めましょう	納期内納税の促進	ワイグル・ジャスト6														
			ぐんま情報トッピング														
			ぐんまちゃんの掲示板														
			FMインフォマーシャルCM														
			ワイグル・ジャスト6														
			ぐんま情報トッピング														
ぐんまちゃんの掲示板																	
FMインフォマーシャルCM																	
の	不動産合同公売を実施します	県と市町村が実施する不動産合同公売の周知	ワイグル・ジャスト6														
			ぐんま情報トッピング														
			ぐんまちゃんの掲示板														
			FMインフォマーシャルCM														
			ワイグル・ジャスト6														
			ぐんま情報トッピング														
ぐんまちゃんの掲示板																	
FMインフォマーシャルCM																	
の	口座振替納税をご利用ください	県税の口座振替納税促進	ワイグル・ジャスト6														
			ぐんま情報トッピング														
			ぐんまちゃんの掲示板														
			FMインフォマーシャルCM														
			ワイグル・ジャスト6														
			ぐんま情報トッピング														
ぐんまちゃんの掲示板																	
FMインフォマーシャルCM																	
の	中学生の税についての作文を募集します	中学生の税についての作文コンクールの作品募集	ワイグル・ジャスト6														
			ぐんま情報トッピング														
			ぐんまちゃんの掲示板														
			FMインフォマーシャルCM														
			ワイグル・ジャスト6														
			ぐんま情報トッピング														
ぐんまちゃんの掲示板																	
FMインフォマーシャルCM																	
の	中学生・高校生による税についての作文展(イベント告知)	中学生・高校生の税についての作文展の開催を周知	ワイグル・ジャスト6														
			ぐんま情報トッピング														
			ぐんまちゃんの掲示板														
			FMインフォマーシャルCM														
			ワイグル・ジャスト6														
			ぐんま情報トッピング														
ぐんまちゃんの掲示板																	
FMインフォマーシャルCM																	
の	「ふるさと・ぐんま」への応援をお待ちしていますーぐんまふるさと納税ー	ふるさと納税制度の周知及び制度を活用した寄附金の募集	ワイグル・ジャスト6														
			ぐんま情報トッピング														
			ぐんまちゃんの掲示板														
			FMインフォマーシャルCM														
			ワイグル・ジャスト6														
			ぐんま情報トッピング														
ぐんまちゃんの掲示板																	
FMインフォマーシャルCM																	

※その他の広報

○ぐんま広報

- …… 5月は自動車税の納期です(4月号)
- 自動車税は5月31日までに納めましょう(5月号)
- 忘れていませんかー自動車税(6月号)
- 口座振替納税をご利用ください(6月号)
- 8月は個人の事業税の納期です(8月号)
- 自動車税が変わります(9月号)
- 個人の住民税・個人の事業税の確定申告はお早めに(2月号)
- 自動車税(種別割)は4月1日現在の所有者に課税となります(3月号)

○税金相談(上毛新聞)

- ……自動車税の納税は5月31日までに(5月14日)
- 自動車税が変わります(7月9日)
- 8月は個人の事業税の納期です(7月23日)
- ぐんまふるさと納税について(8月13日)
- 10月は不正軽油撲滅強化月間です(9月24日)
- 電気供給業を行う法人の法人事業税の申告について(10月8日)

○スポットCM

- ……自動車税の納税は5月31日までに(5月)